

生活必需品支給のご案内

1. 支援の内容

災害による住家の全壊、半壊又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することが出来ず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対し、災害救助法に基づき生活必需品を支給します。

2. 対象となる方

令和7年8月豪雨災害により、住家が床上浸水、半壊（大規模半壊及び中規模半壊を含む）又は全壊の被害を受けた方

区 分	対象の可否	限度額区分
全壊	○	全壊
大規模半壊	○	半壊・床上浸水等
中規模半壊	○	
半壊	○	
準半壊（床上浸水）	○	
一部損壊（床上浸水）	○	
準半壊（床下浸水）	×	
一部損壊（床下浸水）	×	

3. 支給の限度額

被害状況と世帯人数により、次の金額の範囲内での支給となります。

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	一人増すごと加算
全壊	20,300 円	26,100 円	38,700 円	46,200 円	58,500 円	8,500 円
半壊・床上浸水等	6,700 円	8,900 円	13,400 円	16,300 円	20,500 円	2,900 円

4. 申請窓口

中央区福祉課 096-328-2312
西区福祉課 096-329-5403
北区福祉課 096-272-1118

東区福祉課 096-367-9127
南区福祉課 096-357-4129

裏面に続く

5. 受付時間

午前 9 時から午後 4 時 月曜～金曜（祝日除く）

6. 提出書類

- ・ 申請書
- ・ 罹災証明書（コピー可）
- ・ 委任状（世帯員以外が申請する場合）

注意事項

1. 申請は、令和 7 年 8 月豪雨災害により生活必需品の損傷等のため使用が出来ず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に限ります。
2. ブランド、デザイン、色等については、ご要望にお応えできかねます。
3. 申請書記載の世帯主の氏名、住所及び電話番号等は、商品の手配を行うに当たって、発注及び配送する事業者提供いたします。
4. お届けは契約した配送業者からになります。また、納品まで 1 ヶ月ほどかかります。
5. 商品手配の都合や申請が込み合う場合など、納品までに時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。